

議案第 18 号

君津市農村環境改善センターの指定管理者の指定について

君津市農村環境改善センターの指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 君津市農村環境改善センター
- 2 施設の位置 君津市久留里市場 374 番地の 1
- 3 指定管理者 千葉県君津市久留里市場 553 番地
農村環境改善センター管理協力会
会長 佐久間紹夫
- 4 指 定 期 間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

令和元年 11 月 28 日提出

君津市長 石 井 宏 子

君津市農村環境改善センターの指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 農村環境改善センター管理協力会
- 2 代 表 者 会長 佐久間紹夫
- 3 所 在 地 千葉県君津市久留里市場 5 5 3 番地
- 4 設 立 日 平成 2 5 年 9 月 1 0 日
- 5 目 的 等 農業及び農村の健全な発展を期するため、君津市農村環境改善センターの効率的な運営を図ることを目的とする。
目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 施設利用者の利用増加を図り、市民サービスの向上に資するために、
会員に対する接遇研修などを行い、効率的な管理運営体制を構築するための事業。
(2) 協力会は、利用者の意見、要望を把握し、効率的な運営を図るために、アンケート調査などを積極的に実施する。
- 6 構 成 員 会員 4 人